

# 広島広域都市圏ポイントサービス加盟店規約

## 第1章 総 則

### 第1条 （適用範囲）

本規約は、フェリカポケットマーケティング株式会社（以下、「当社」）が広島広域都市圏ポイントサービスに関して加盟店に提供するサービスの利用条件について定めます。

### 第2条 （定義）

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1) 「本ポイント」とは、当社が広島広域都市圏ポイントサービスにおいて発行するポイントです。
- (2) 「対象サービス」とは、本ポイントの獲得・利用等に関して、当社が利用者に提供するサービスです。
- (3) 「本サービス」とは、加盟店が利用者に対し本ポイントの付与等を行うために、当社が加盟店に提供するサービスです。
- (4) 「本カード」とは、対象サービスに対応した非接触式ICチップを搭載したICカードです。
- (5) 「利用者端末」とは、対象サービスにおいて認証に利用される本カード、スマートフォン等の機器等の総称です。
- (6) 「本アプリ」とは、対象サービスを利用するために利用者が使用するスマートフォン等向けのソフトウェアです。
- (7) 「利用者」とは、利用者端末の保有者で、対象サービスを利用する者をいいます。
- (8) 「加盟店」とは、本規約に基づき、利用者に対して商品、権利、役務等を販売または提供をする取引において、本サービスを利用して、本ポイントの付与、または、本ポイントによる決済等を行う店舗等をいいます。
- (9) 「対象取引等」とは、加盟店と利用者との間の商品売買、役務提供等の取引等で、本ポイントの付与の対象、または、本ポイントによる決済の対象となるものをいいます。
- (10) 「本システム」とは、本サービスの提供のために、当社が運用するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称です。
- (11) 「管理画面」とは、本システムのうち、加盟店が、通信回線を介して、本サービスの利用履歴等を閲覧できるシステムをいいます。
- (12) 「本サイト」とは、当社が利用者向けに開設する対象サービスに関するWebサイトをいいます。
- (13) 「加盟店端末」とは、対象サービスのために、加盟店に設置される本カード対応のリーダー・ライター、タブレット等の機器をいいます。
- (14) 「加盟店設備」とは、加盟店が本システムを利用するために設置するコンピュータ、本システムに接続するための通信回線、ソフトウェア等の総称で、加盟店端末を含みます。
- (15) 「対象サービス利用規約」とは、対象サービスの利用条件について、当社が定める規約です。
- (16) 「マニュアル等」とは、本サービスの内容、本システムの使用方法等について、別途、当社が定める規則、マニュアル、その他の資料をいいます。
- (17) 「本規約等」とは、本規約及びマニュアル等をいいます。
- (18) 「販促ツール」とは、対象サービスの利用促進のための広告物、Webサイト、その他のツールをいいます。
- (19) 「特典」とは、利用者が獲得した本ポイントを利用して、取得することのできる物品、サービス利用権、本ポイント以外のポイント等のうち、本サイトに掲載されるものをいい、対象取引等において提供される物品、サービス等を除きます。
- (20) 「賞品」とは、特典のうち、利用者が抽選に当選した場合に獲得するものをいいます。
- (21) 「Paidサービス」とは、株式会社ラクーンが提供する決済サービスをいいます。
- (22) 「Paidサービス契約」とは、Paidサービスの利用について、「Paid利用規約」に基づいて加盟店と株式会社ラクーンが締結する契約をいいます。

### 第3条 （契約の成立）

- 1 加盟店は、本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、当社所定の方法により、当社に利用を申し込みます。
- 2 当社は、前項の申込を承諾する場合、加盟店にその旨を通知し、当該通知をもって、当社と加盟店との間に、本サービスに関する加盟店契約（以下、「本契約」）が成立します。ただし、本契約は、当社

がPaid サービスを利用しない旨を加盟店に通知をした場合を除き、Paid サービス契約が成立することを条件として、発効します。なお、マニュアル等は、本規約と一体として適用されるものとします。

- 3 当社は、加盟店から提出された申込内容に疑義がある場合、加盟店が Paid サービス契約の締結を拒否された場合、その他当社の判断により、第1項の利用申込を承諾しない場合があります。
- 4 加盟店は、第1項の申込内容、その他当社に届け出た事項に変更がある場合、事前に当社に対し、当社が指定する方法で通知するものとします。なお、加盟店が当該通知を怠ったことにより、加盟店に生じた不利益については、当社は責任を負いません。

#### 第4条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、第3条第2項に基づく通知とともに、当社が加盟店に通知する利用開始日から1年間とします。
- 2 有効期間満了の1ヶ月前までに、加盟店及び当社から本契約を更新しない旨の意思表示がないときは、本契約は1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 加盟店は、本契約の有効期間中においても、60日前までに当社に通知し、残期間分の月額利用料金を違約金として当社に支払うことにより、本契約を解除できます。

#### 第5条（本規約の変更）

- 1 当社は、60日以上前に加盟店に通知することにより、本規約を変更できます。ただし、変更内容が加盟店に不利でない場合、または、本サービスの維持のために緊急の必要がある場合、加盟店に通知後、直ちに本規約を変更することがあります。
- 2 加盟店は、前項の変更(加盟店に不利でない変更を除きます。)を承諾しない場合、前項の通知から60日以内に、当社に通知することにより、本契約を直ちに解除することができます。

#### 第6条（通知）

- 1 当社から加盟店への通知は、書面、電子メール、管理画面、その他の当社が運営する Web サイトに掲載する方法により行います。
- 2 前項に基づく電子メールによる通知は第3条第1項に定める申込時に当社に届け出られたメールアドレス(同条第4項により変更があった場合は変更後のアドレス)への送信時、Web サイトによる通知は掲載時に、通知が完了したものとします。

### 第2章 本サービスの内容

#### 第7条（本サービスの概要等）

- 1 加盟店は、本ポイントの利用者への付与、本ポイントによる決済等を行うために、本システム及びマニュアル等を利用することができます。
- 2 加盟店は、当社から付与されるID及びパスワードを用いて、管理画面より、本ポイントの付与・利用の記録、その他本サービスの利用履歴を閲覧することができます。
- 3 加盟店は、当社または当社が指定する第三者より、加盟店端末を購入し、または、貸与を受けるものとし、その条件については、別途、当社または当社が指定する第三者が定めるものとします。なお、加盟店は、貸与を受けた加盟店端末を利用する必要がなくなった場合には、直ちに、貸与者に返却するものとします。
- 4 加盟店は、当社が推奨する条件にしたがって、自己の費用負担で、加盟店設備を準備し、維持するものとします。
- 5 加盟店端末から本システムに接続するための通信機器は、加盟店端末に内蔵されている場合があり、当該通信回線の提供条件は、通信事業者が定める約款によります。
- 6 加盟店は、必要に応じて、当社または当社の協力会社等から本カードを購入等し、利用者に販売します。

#### 第8条（対象取引等）

加盟店は、原則として、加盟店において行われる全ての取引を対象取引等とするものとします。ただし、加盟店が第三者の取引を取り次ぐ場合等、加盟店が取引の主体でない場合、または、当社が事前に承諾した場合は、この限りではありません。

#### 第9条（本ポイント）

- 1 加盟店は、利用者に対し、次の各号の全部または一部の本ポイントを付与するものとします。
  - (1) 原則として、対象取引等の金額 100 円あたり 1 ポイント(キャンペーン等により、100 円あたり 2 ポイント以上(100 円あたりのポイント数は整数に限ります。))とすることも可能。)
  - (2) 加盟店への 1 回の来店、または、特定のイベントへの参加等の特定の行為につき、加盟店が定める数のポイント
- 2 加盟店は、本ポイントを付与した対象取引等について、商品の不良、サービスの不具合等に伴い、利用者に返金する場合において、本ポイント付与の取消しを希望するときは、当社指定の方法により、その手続を行うものとします。なお、利用者が対象取引等に利用済の本ポイントについて、その付与を取り消すことはできません。
- 3 利用者は、1 ポイントあたり 1 円相当の割合で、対象取引等の決済に、本ポイントを利用することができるものとします。

#### 第10条（利用料金等）

- 1 本サービスの利用料金は、別紙「料金表(加盟店用)」のとおりです。
- 2 利用者が加盟店において、対象取引等の決済に本ポイントを利用した場合、当社は、当該対象取引等にかかる商品・役務等の提供費用として、1 ポイントあたり 1 円を加盟店に支払います。
- 3 加盟店は、毎月 3 日までに、前月分の本ポイントの付与・決済等の状況を管理画面から確認した上で、疑義がある場合には、当社にその内容を通知するものとし、当該期間内に通知がない場合、加盟店が管理画面に表示された当該前月分の利用状況等を承諾したものとみなします。

#### 第11条（精算）

- 1 加盟店は、毎月の利用料金から前条第 2 項及び第 25 条第 1 項の金額を控除した金額を、原則として、Paid サービスを利用して、Paid 利用規約において定める期日までに支払うものとします。ただし、当社が別途指定した場合には、当該金額を、翌月末日までに、当社指定の銀行口座への振込または当社指定の方法により、支払うものとします。
- 2 加盟店が、利用料金を前項の期日までに支払わない場合、加盟店は、年率 14.6%で算出した遅延損害金を支払うものとします。
- 3 第 1 項にかかわらず、当社は、前条第 2 項及び第 25 条第 1 項の金額が利用料金を上回る月については、その差額を翌月の末日までに、加盟店に対し、加盟店指定の銀行口座への振込により、支払うものとします。

#### 第12条（販促ツール）

当社が、必要に応じて、加盟店に販促ツールを提供した場合、加盟店は、次の各号の条件にしたがって、販促ツールを使用するものとします。

- (1) 対象サービスの利用促進の目的のみに使用できます。
- (2) 事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、複製、改変、送信可能化等することはできません。
- (3) その他、当社が指定する条件によるものとします。

#### 第13条（統計情報等）

- 1 加盟店は、予め当社の承諾を得た場合を除き、加盟店が保有する個人情報(本システムを通じて取

得したものを除きます。)を当社に提供しないものとします。

- 2 当社は、対象サービスの運用、その他の目的で、対象サービスの利用履歴等に関する情報から加盟店及び利用者が特定できる情報を削除した統計情報等を作成し、第三者に開示することがあります。

#### 第14条（第三者への委託）

当社は、本サービスの提供業務の一部または全部を第三者に委託することができます。

#### 第15条（本サービスの提供停止等）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができます。
  - (1) 本システムの定期保守
  - (2) 本システムの障害
  - (3) 本システムの不正アクセス等からの保護、個人情報の保護、その他本サービスの提供を継続できない事由がある場合
  - (4) 天災、停電、労働争議、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- 2 当社は、第1項第2号または第3号の場合には、速やかにシステムの修復、改善その他の対策の実施に努めます。
- 3 加盟店が本アプリまたは本サイトを通じて配信、掲載等するクーポン、その他の情報に、次の各号のいずれかに該当する内容が含まれる場合、当社は、当該情報を削除できるものとします。
  - (1) 不正確、または、誤解を招く内容
  - (2) 第20条に違反する内容
  - (3) その他、当社が不適切と判断する内容

### 第3章 加盟店及び当社の責務

#### 第16条（対象取引等）

加盟店は、対象取引等に関して、利用者、その他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟店が自己の責任と費用において解決するものとします。ただし、当該紛争が対象サービスに関連する場合、加盟店及び当社は、紛争解決のために協力するものとします。

#### 第17条（報告等）

- 1 加盟店は、次の場合、直ちに当社に通知し、当社の要望に応じて、当社が実施する措置に協力するものとします。
  - (4) システム障害、第三者による本システムへの不正アクセス、その他、本サービスまたは対象サービスの運営に支障をきたす事態を覚知した場合
  - (5) 本サービスまたは対象サービスが第三者の知的財産権、その他の権利を侵害している旨の警告を受けた場合
- 2 当社は、本サービス及び対象サービスの円滑な運営のため、加盟店に対し、本サービスの利用状況について、報告を求めることができるものとし、加盟店は、速やかに、これに応じるものとします。

#### 第18条（ID・パスワードの管理）

- 1 加盟店は、管理画面を利用するためのID・パスワードを自己の責任において管理し、当社が事前に書面により承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできません。
- 2 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、前項のID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害については、一切の責任を負いません。

#### 第19条（加盟店端末の管理）

- 1 加盟店は、保有する加盟店端末を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、次の行為を

行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの利用以外の目的での使用
  - (2) 第三者への転貸
  - (3) 分解または毀損
  - (4) 加盟店端末に貼付された所有権の帰属を示すシール、その他の標識の除去または毀損
- 2 加盟店が前項の義務に違反した場合、加盟店は、加盟店端末の修理、交換等に必要な費用を負担するものとします。
- 3 加盟店は、当社から加盟店端末の貸与を受けた場合、加盟店端末の受領と引き換えに、当社所定の方法により、受領を確認するための情報を登録するものとします。
- 4 当社が、加盟店端末を貸与する場合、加盟店端末を保守等のために随時交換できるものとします。
- 5 加盟店は、常に加盟店端末を本システムと通信可能な状態に保つものとします。
- 6 加盟店が所有するタブレット、スマートフォン等の機器に、加盟店用のアプリをインストールして、加盟店端末として使用する場合、第1項は適用しないものとします。ただし、加盟店は、当該アプリの複製、改変、リバースエンジニアリング等をしてはならないものとします。

#### 第20条（禁止事項）

加盟店は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
- (2) 第三者による本システムへの不正アクセス等を助長する行為
- (3) 法令または公序良俗に反する行為
- (4) 本サービスまたは対象サービスの運営に支障をきたす行為

#### 第21条（機密保持）

- 1 加盟店及び当社は、本契約に関連して取得した相手方の機密情報を本契約の目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の場合を除きます。
  - (1) 本規約等に違反することなく、公知となった場合
  - (2) 機密保持を負うことなく、第三者から情報を入手した場合
  - (3) 相手方からの取得前から正当に情報を保有する場合
  - (4) 相手方の情報によらず開発した場合
  - (5) 法令に基づき公的機関に対して開示義務を負う場合
- 2 当社は、第14条に基づく委託先に対し、加盟店から取得した機密情報を開示できます。ただし、当社は、当該第三者に前項と同様の機密保持義務を負わせるものとします。
- 3 加盟店及び当社は、本契約が終了した場合、または、開示者の要望があった場合、秘密情報（複製物を含みます。）を開示者に返却し、または、復元不能な方法により廃棄もしくは消去するものとします。
- 4 第1項及び第2項但書は、本契約終了後も存続するものとします。
- 5 加盟店及び当社は、本サービスまたは対象サービスに関する個人情報を厳重な管理体制で取り扱い、個人情報保護法その他の関連法令を遵守するものとします。
- 6 加盟店は、当社が、加盟店に関する情報（加盟店の役員及び従業員等の個人情報を含む。）を、次の目的に利用することを承諾し、当該利用のために法令上必要な当該役員等に対する通知、同意の取得等を当社に代わって行うものとします。
  - (1) 第30条に関連する調査、与信調査、その他本契約に関連する調査等（調査機関に個人情報を提供し、当該機関の保有する情報と突合すること等による調査を含む。）
  - (2) 本サービス（関連する事業を含む。）に関する運営、改善、営業、問い合わせ対応
  - (3) 当社または当社と提携等する機関のサービス・商品、イベント等に関する案内
  - (4) 本サービスの利用記録に基づく解析モデル、統計情報等の作成・提供

## 第22条（損害賠償）

- 1 加盟店または当社は、本規約等に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方が被った通常損害を賠償するものとします。
- 2 前項に基づき、当社が負う賠償額の上限は、加盟店が損害発生日から起算して直近6ヶ月以内に当社に支払った利用料金の総額とします。
- 3 加盟店及び当社は、不可抗力によって相手方が被った損害及び逸失利益等の特別損害について、責任を負いません。
- 4 当社は、次の事由により生じた損害について、責任を負いません。
  - (1) 本システム、通信回線、その他第三者が提供するサービス等の障害、その他の不具合
  - (2) 第三者による本システムへの不正アクセス、通信回線上のデータの傍受、成りすまし、その他のセキュリティに関する問題
  - (3) ID の不正使用
  - (4) 本システムに記録された情報の改ざん、消失
  - (5) 当社指定の方法によらない本サービスの利用
  - (6) その他、当社の責によらない事由

## 第4章 特典の提供条件

### 第23条（特典の提供）

- 1 加盟店は、特典を提供しようとする場合、次の情報を、当社が指定する方法により、当社に通知するものとします。
  - (1) 特典の名称、内容等の説明
  - (2) 特典の提供期間
  - (3) 提供数量に限定がある場合には当該数量
  - (4) 特典の写真
  - (5) 特典が物品である場合には、発送条件等
  - (6) 特典がサービス利用権等である場合には、その利用条件等
  - (7) 利用者が特典を利用する場合に費用負担が発生する場合はその金額等、その他、特典の利用に関する注意事項等
  - (8) その他、当社が指定する情報
- 2 加盟店は、前項第4号の写真と実際に提供される特典に差異が生じないように努めるものとし、差異が生じる可能性がある場合は、その旨を明示するものとします。
- 3 当社が加盟店に賞品の提供を依頼した場合、加盟店は、これに応じるように努めるものとします。

### 第24条（特典の掲載）

- 1 当社は、前条第1項各号の特典に関する内容が適切であると判断した場合、次の本ポイント数を決定し、当該特典に関する情報を本サイトに掲載するものとします。
  - (1) 特典（賞品を除く。）獲得に必要な本ポイント数
  - (2) 賞品獲得のための抽選の応募に必要な本ポイント数
- 2 当社は、前条第1項各号の内容が適当でないと判断した場合、加盟店に改善を要請することができるものとし、加盟店は、速やかにこれに対応するものとします。
- 3 当社は、前項の要請に加盟店が合理的な期間内に応じない場合、または、改善の見込みがないと判断した場合、前条第1項の特典情報を本サイトに掲載しないことがあります。

### 第25条（費用負担）

- 1 当社は、加盟店が利用者に特典を提供（物品の発送、サービスの提供等）する場合、加盟店と協議の上、特典の提供費用を決定し、加盟店に支払います。
- 2 特典の発送、提供等に必要費用は、加盟店の負担とします。

#### 第26条（特典に関する対応等）

加盟店は、利用者に提供した特典に不具合等があった場合には、代替品または代替サービスが無償で提供する等するものとし、特典に関する紛争については、第 16 条を準用します。

### 第 4 章 その他

#### 第27条（知的財産権）

本システム、本システムにより収集される情報、その他本サービス及び対象サービスに関する著作権、その他の知的財産権は、当社または当社が指定する第三者に帰属します。

#### 第28条（権利義務の譲渡等禁止）

加盟店は、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利または義務の全部または一部について、第三者に対して、譲渡、担保提供、その他の処分をできないものとします。

#### 第29条（契約解除）

- 1 加盟店及び当社は、相手方が本規約等に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されない場合には、本契約の全部または一部を解除できます。
- 2 当社は、加盟店が次のいずれかに該当する場合、または、本サービスの提供に著しい支障が生じた場合、催告なしに本契約を解除できます。
  - (1) 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、または、特別清算開始の申立があった場合
  - (2) 差押えまたは競売の申立があった場合
  - (3) 自己振出の手形もしくは小切手の不渡処分、または、租税滞納処分を受けた場合
  - (4) 清算開始、解散、または、営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡する場合
  - (5) Paid サービス契約が終了した場合
  - (6) その他、信用状態に重大な不安が生じる相当の事由がある場合
  - (7) 本サービスまたは対象サービスの運営を妨害した場合
- 3 加盟店は、第 4 条第 3 項または第 5 条第 2 項に基づき、本契約を解除できます。

#### 第30条（反社会的勢力の排除）

- 1 加盟店及び当社は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を併せて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明、確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配し、または、実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
  - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等に対して、資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (4) 役員または実質的に経営に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 加盟店及び当社は、自らまたは第三者を利用して、不当要求行為を行わないことを表明し、確約します。
- 3 加盟店及び当社は、相手方が、第1項または前項のいずれかに違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告なく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- 4 加盟店及び当社は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

### 第31条（契約終了に伴う処理）

契約期間満了または解除により本契約が終了した場合、加盟店及び当社は、相手方から貸与された物品（著作物の複製物、販促ツールを含む。）を直ちに相手方に返還し、相手方から提供されたマニュアル等、秘密情報がコンピュータ等に保存されているときには、直ちに復元不能な方法で消去するものとします。

### 第32条（紛争解決）

- 1 本規約等について疑義が生じた事項及び本規約等に定めのない事項については、加盟店及び当社は、誠実に協議し解決に努めるものとします。
- 2 本契約の準拠法は、日本法とします。
- 3 本契約に関する訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 10 月 1 日制定

2021 年 7 月 26 日改定

2025 年 10 月 1 日改定

フェリカポケットマーケティング株式会社

【本サービスに関する問い合わせ窓口】

コールセンター 0570-783-671（平日 10:00～17:00）